

第5回 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会議事録

日 時：平成22年10月13日（水）13：30～17：55

場 所：農林水産省 本館1階 共用第2会議室

出席者：外部委員 土屋座長、井川委員、浦部委員、進藤委員、平子委員、坪野委員

榆井委員、肱黒委員、堀委員

内部委員 安東委員、川端委員、原田委員、今泉委員

皆川林野庁長官、沼田林野庁次長

事務局

○林野庁長官

・あいさつ

○座長

本委員会と同時に他の委員会も当然のことながら検討を始めており、基本政策検討委員会では、全体のとりまとめの作業を行っているところです。その内容については、事務局（案）についてもかなり反映した形で、事務局ですり合わせが行われているところです。そこで、各委員会がそれなりの検討を進めている結果、前回の本委員会のときに持っていた情報よりは、もう少し進んでいる部分があるのかもしれませんが。

例えば、森林経営計画（仮称）の話やフォレスターの具体的なあり方等について、前よりも具体的な文言が最終とりまとめに入ってきた感じがあるのか。まだ検討段階でしょうがフォレスターをどういう人たちが担うかといったような突っ込んだ話ができないでしょうか。

○事務局

全体の流れを説明すると、基本政策検討委員会では、10月14日にワーキングを開催することになっており、その中で各検討委員会の議論の内容も含めた最終とりまとめ素案の整理を行うこととしており、10月20日に基本政策検討委員会を予定しています。そこで、各委員会座長より状況報告を行って頂くこととしています。

また、基本政策検討委員会で議論となり、検討事項となったものを各検討委員会に持ち帰り、内容を議論して頂いた上で最終とりまとめとしていく考えです。

人材育成検討委員会におけるフォレスターの位置づけや役割については、少し議論が進んでいます。例えば、フォレスターについては、基本的には、25年度から本格的に新しいフォレスターとして任用を始めるため、それまでの間は、都道府県の林業普及指導員、国有林の職員が市町村森林整備計画の作成や森林経営計画（仮称）の認定の支援といったような役割を担うこととなります。その後、試験問題の見直し等を進め、新たなフォレスターの登用を進めていくといった議論となっています。

森林経営計画（仮称）についても、ワーキングを8月以降2回ほど開催し、具体的な計画の内容等を詰めているところです。

○座長

今の段階では、言えないことが多いと思いますが、基本政策検討委員会の開催が10月20日であり、それを受けて、本委員会が10月29日となっています。したがって、スケジュール的にはタイトになっています。それぞれの関係する情報等については、事務局から情報提供させるようにし、最終とりまとめに向けて、委員の方々もある程度のところで判断して頂きたいと思います。これから、議論に入ります。

ドラフト（資料2の森林組合改革・林業事業体育成検討委員会最終とりまとめドラフト）の文言について、その解釈も含めてある程度固める必要があります。特に、文章の締めくくりについて、「実行する」、「取り組む」等は、完全に実行を目指したものであり、これに対して、「検討する」等は、本委員会の間とりまとめの際も委員間で合意が得られない部分を「検討する」としたところです。また、「必要である」、「すべきである」等ニュアンスの違いがあり、本委員会としては、これで良いかどうか判断する必要があります。

○委員

厳密に言われると、齟齬が生じる場合があるので、委員の方々からの積極的な意見と助言をお願いします。基本的には、方向性の書きぶりについては、定める必要があるので、「必要である」ないし「不可欠である」など断定調でまとめています。それから、大枠としては、予算や法律が絡むために定める必要があるが、具体的な中身については、運用の話で具体的な議論が必要なものには、「検討する」等としています。

○座長

今の説明のとおり、法律や予算に関わる部分は、本委員会で議論することが出来ないので、「検討する」という形になっていますが、このニュアンスについて、議論の中で適宜、意見等をお願いします。

これからの議論の進め方ですが、資料1については、位置づけとしては説明資料で、問題は、むしろ、資料2の最終とりまとめドラフトです。

1. 改革に向けて

○座長

座長が記載することになっていますが、次回の本委員会で各委員に示しますので、そこで意見等を頂きたいと思います。

2. 施業の集約化

(1) 森林組合の役割

○座長

基本政策検討委員会の中でまとめられている部分もありますので、必ずしも本委員会で議論できるとは限りませんが、意見等はないでしょうか。

○委員

今回の森林・林業再生プランの目標である「木材自給率50%」は、現在の供給量の倍となっています。それに対して、施業の集約化は、確かに生産の効率が上がり、供給に対してはプラスに働くものと考えますが、それだけで、再生プランの目標に貢献できるか疑問です。もうひとつ大事なことがあると考えており、協同組合である森林組合の役割として販売面も重要ではないでしょうか。これまでの議論では、施業の集約化に終始してきましたが、販売面の議論を残してきたのではないのでしょうか。

○座長

ドラフトの文言に盛り込むかどうかの話なので、具体的をお願いします。販売面のこういったところが、重要であるかを言って頂けないでしょうか。

○委員

4,000万ないし5,000万㎡を国内で消費するとなると、当然、現在よりも大規模な工場が数多く必要となってきます。また、大規模な工場だけではなく中小工場も更に数多く必要になるという議論もあると思

います。以前、オブザーバーが言っていたヨーロッパの話をする、巨大な製材工場が幾つもあり、細々とした取引では、それら巨大な製材工場に相手にされません。こういった需要構造の変化に伴い森林組合は、販売の協業化を行っており、この役割が重要となっています。

目標達成のため、4,000万ないし5,000万 m^3 の消費の実効性を高めるため、生産の協業化と同時に販売の協業化が重要視されるべきです。

○座長

これに対してコメントはないでしょうか。

○委員

5つの委員会の中で、加工・流通も検討されているところです。本委員会と国産材の加工・流通検討委員会のどちらの議論に属するかという問題ですが、国産材の加工・流通検討委員会の中で、コーディネーターの議論も行っており、コーディネーターにつなぐ役割として考えるのであれば、本委員会での議論となるのかもしれませんが。おっしゃるとおり、今回の森林組合系統の運動方針の中でも重要な課題として、委員の意見同様のことが掲げられており、行政と系統の共通の認識です。しかしながら、今まで、集約化を前面に出した議論を行っており、施業の集約化の中での役割について述べた部分で、販売面を追記するのは、馴染みづらいと思われます。

○委員

国産材の加工・流通検討委員会で森林組合による販売の協業化の話があればよいがどうでしょうか。

○委員

今のところ、特出しして、そういう話はあまりせん。

○事務局

素材流通コーディネーターなどの人材の重要性や流通の改善という全体の話はありますが、その中で森林組合が単独で担うという整理にはなっていません。役割としては、そのような話もあると思うが、どうやって整理するか相談したいと思います。

○座長

委員のおっしゃるとおり、年間150万 m^3 くらい製材する工場でも8割くらいは民間の素材ですが、ほとんど森林組合がまとめているといったような状況であり、これらから重要なことになってきます。

しかし、この文章に盛り込みづらく、これまでも議論していない話であり、一つの方法として、国産材の加工・流通検討委員会に、森林組合のことを少し書いて貰えないか要請することは可能ではないかと思いますがどうでしょうか。

○委員

国産材の加工・流通検討委員会も、森林組合だけのことを書いてくれるよう要望されても困るのではないのでしょうか。

○委員

ドイツでは、日本でいうところの個別の森林組合がやっているのでしょうか。日本で森林組合連合会が流通に参加しているのは承知していますが、個別の森林組合が行っているかどうかは知らないので教えて欲しいのですが。

○委員

個別の森林組合は、地元の5,000 m³程度の小さな製材工場にまとめて卸すことをしています。50万m³くらい消費する大きな製材工場については、その地域の30件くらいの組合の联合会みたいな団体がとりまとめています。

○委員

連合会の共販のようなもので良いのではないのでしょうか。

○座長

ここでは議論していませんが、話題としては、販売面はでていきますので、(1)に重視すべきであるとするのは可能であると思いますが、本委員会として、事務局に盛り込むよう検討依頼してよろしいでしょうか。

○委員

これまでも、共販、直販ともに素材のとりまとめは行っており、例えば、シェアの6割くらいにするなどどこまで踏み込めるかなど書きぶりではないのでしょうか。個人的には、踏み込んだ書きぶりの方がいいと思います。

○委員

地域に応じて、素生協等いろいろな団体が集まり、販売面を支えているので、国産材の加工・流通検討委員会で書いてもらうべきだと思います。また、原料を買う側としても、窓口が一本化されていることが望ましいと思います。

○委員

集約化と密接に関係してくる話であり、集約化すれば、当然、出てくる量も違ってきます。

○委員

集荷しても売り先が決まらないとダメ、安定的に買ってくれるところが必要です。

○座長

これまでの意見を集約すると、こちらのとりまとめでも言及しつつ、国産材の加工・流通検討委員会に盛り込むよう要請することでどうでしょうか。

○林野庁次長

本来、森林組合は、いろいろな役割を持っており、その役割に優先順位をつけるとすれば、今回の場合だと明らかに集約化に重きを置いて、様々な物事を考えるべきという観点から検討がなされてきたのではないかと思います。

こういう中で、販売機能を持つてはいけないとは言えませんが、森林組合だけとなるといろいろな問題が出てくるのではないかと思います。

やはり、最後になるとイコールフットイングの話がでてきますので、公平性、透明性を確保することが必要だと思います。

○委員

森林組合としても、持続的な方法で木材自給率50%の目標が達成できるような運動を展開する必要があります。「2. 施業の集約化」「(1) 森林組合の役割」とある中で、盛り込むのは難しいと思いますが、

集約化を含めた経済林、生産林等の資源管理はもちろん重要ですが、それと併せ、保育を含めた森林の適正管理を森林組合の役割として明文化すべきであると思います。

○座長

先に販売面の役割を盛り込むかどうかを整理します。

○委員

(生産された素材の) 出口がないことが、この集約化の裏表の関係だと思います。現実に統計に出ています。合板が出ているときの3年で、120万㎡くらい森林組合系統は供給量を増やしています。出口があれば、生産や販売は活発となる関係にあるので、そのところを書き込んで頂ければ、これを読んだ森林組合は前向きになれると思います。

○委員

先ほど、次長も言いましたが、イコールフットィングとの関係で、ここに書いてあるのは、施業集約化も森林組合側から見た話であって、世間一般から見ると、施業集約化を行うのは、森林組合もあれば、他の人たちもいます。販売の話も、同様で、森林組合側から見れば、自分たちで集約化したところは、イコールフットィングの下でもできるだけ自分たちで施業を実行し、そこから生産される原木もできるだけまとめて販売していこうというものであるが、世間一般から見ると、実行も販売もイコールフットィングであることが求められます。

盛り込むとしても、森林組合側から見ての取組として、どうなのかと記載することができない。このようなことも踏まえて、記載すべきかどうか検討して頂きたいと思います。

○委員

集約化して森林経営計画(仮称)を策定し、そして事業発注して、利用間伐で生産された素材はだれのものでしょうか。森林所有者のものでしょうか。

○委員

経営形態にもよりますが、現在のような施業委託であれば、素材は森林所有者のもので、経営委託や立木買いであれば、委託先のものとなります。

○委員

そうであれば、ここで入れるべきではないと思います。

○座長

皆さんの意見を踏まえ、「改革に向けて」という「まえがき」のところで、森林組合として販売面も強化すべきであろうという表現を盛り込みたいと思います。

次に保育を含めた適正管理について盛り込むかどうかについて、どうでしょうか。

○委員

施業集約化は利用間伐だけでなく、サイクルとして全体を捉えて施業集約化であり、今回の直接支払も集約化が要件となっており、保育間伐を含めて一体としていうことですから、不足であれば、保育を含めた適正管理という言葉がはっきりと分かる表現の方が良いのかご検討頂きたいと思います。

○委員

集約化というと生産林だけで環境林は除外するイメージで捉えている者が多いので、保育を含めた森林

管理という部分を強く出して頂きたいと思います。

○座長

経済林以外の地域の森林資源管理については、これまでもある程度、森林組合が担ってきたということによるのでしょうか。これも販売面と同じで、集約化とはずれていますので、「まえがき」に盛り込みたいと思います。

2. (2) 施業集約化の促進

○座長

「①施業集約化の後押し」に伴う支援策が必要ではないかということについて、これまでも議論がありました。これに対するご意見はないでしょうか。

2ページ上から3行目の「検討する」とありますが、予算だからということだろうと思いますが、「検討する」よりは前向きな「方向を目指す」ではダメでしょうか。

○委員

構いません。

○委員

「①施業集約化の後押し」について、森林経営計画（仮称）を立てなければ支援が受けられないように読めないため、文言として追加すべきではないでしょうか。

○委員

資料1の3ページで示していますが、一番上の枠は、森林経営計画（仮称）が先行、中間の枠は、来年度は森林経営計画（仮称）が間に合わないため、森林施業計画と集約化実施計画の併存、一番下の枠は、直接集約化とはリンクしていないため、厳密に言うと記載しづらいところです。

○委員

いずれにしても、森林管理環境保全直接支払制度自体が、24年度以降は、森林経営計画（仮称）の認定者に絞って支援していくこととしており、制度自体の細かい説明はないが、森林経営計画（仮称）の認定を前提としています。

○委員

集約化促進のためには、森林組合の努力、補助金や交付金の後押しと併せ、税制上の措置が必要になるかと思いますが、明文化できないでしょうか。

○委員

事実関係を言うと、固定資産税について、全国平均なので、地域によって差はあると思いますが、個人の場合、山林では1ha当たり2,060円/年となっています。1人当たりの山林とそれ以外の固定資産の合計で30万円未満であれば免税となるため、集約化促進の障害となっている零細な森林所有者であればあるほど、重い負担となっておらず、措置を講じても効果が薄いと思われます。また、固定資産税は、地方税であることから、国策に基づいてということになると要望しにくい。このようなことから、重要な視点ではありますが、むしろ、相続税の話を集約化と併せて要望していこうかという話になっています。

○委員

集約化を要件ということであれば、良いと思います。

○委員

集約化を要件にしてということになるが、免税があるので、大規模所有が対象。集約化促進の障害となっている小規模所有者対策にはならないと思います。

○委員

1 ページの「地籍調査の進捗率は、48%に止まっており」というのは、全体でということでしょうか。

○事務局

山林も含めた全体の地籍調査の状況ということです。

○座長

「②森林施業プランナーの育成、③フォレスターと森林施業プランナーの関係」について、意見等はないでしょうか。

○委員

「③フォレスターと森林施業プランナーの関係」で、フォレスター、森林施業プランナーとは、どのような人を指して言うのか。これまで、森林施業プランナーとして働いている人も該当するのでしょうか。

○委員

森林施業プランナーについては、いつ育成されたか別として、森林施業プランナーとして働いている人のことを指すが、フォレスターの育成は、これからの話です。

○委員

フォレスターはどれくらいの人数でしょうか。森林施業プランナーは2,100人ということですが、流域数毎ということでしょうか。

○事務局

考え方として、今、都道府県であれば、林業普及指導員がいますが、その中で長けた人で集約化や路網作設等の実務経験を有した者に対して、フォレスターとして認定しようと人材育成の中間とりまとめで示しているところです。

都道府県の技術系職員が8千人、国が5千人、林業技術士等民間が数千人いるため、それを母数として、フォレスターとしてどの程度育成するのか、今後、人材育成検討委員会で議論になるところです。

○委員

フォレスターの任期は3年くらいになると聞いていますが、市町村森林整備計画を立てる主体となるため、3年くらい地域の山を見ても十分それに対応できないと思います。森林施業プランナーは森林組合等で働いていて、地元の山を一番よく知っています。市町村森林整備計画を立てる場合、そのような人の力を借りて作ることになるのでしょうか。それとも民間の人は関与できないのでしょうか。

○事務局

任期については、3年では短いという意見もありますが、林業普及指導員は1勤務地に、長くても5年くらいです。また、フォレスターだけに任せるということではなく、森林施業プランナーと関わりながら対応することになると思います。

○座長

フォレスターの役割は、人材育成の方で検討しているところで、これらの懸念を伝えたいと思います。

○委員

森林施業プランナーの仕事は、森林経営計画（仮称）の作成、所有者との合意形成の2つですが、森林施業プランナーの中には、市町村森林整備計画にも参画する者が出てきます。したがって、文言で市町村森林整備計画の実働部隊として森林施業プランナーを追記する必要があるのではないのでしょうか。

○事務局

市町村森林整備計画を作成する際に、森林施業プランナーが関わるという話は、今まで出たことはありません。

○森林整備部長

全体的話として、フォレスターと森林施業プランナーがお互いに連携を取りながら、地域の森林の計画等を作成することが大切であるという一般論についての議論はありましたが、市町村森林整備計画に森林施業プランナーがどう関わるかなど具体的な話は、これまで議論になっていません。フォレスターが、地域で森林・林業について詳しい人の話を聞くことはあると考えています。

○座長

今後、ワーキング等で議論することになるとと思いますが、森林整備計画のところで、計画の策定にあたっては、地域の関係者の共同の作成を推進するために、森林所有者、森林組合、林業関係者、NPOとの協議、合意形成の手続きの明確化を図るとあります。その中の森林組合、林業関係者のところには、中心は森林施業プランナーになるでしょうから、事実上、そこでいろいろな意見を聞くということですから、明確化ですので、聞かなければならないということだと思います。

○委員

森林組合系統の方針の中で、4ページの上のところで、森林組合は市町村森林整備計画に参画するという自主的な表現があります。

○座長

森林施業プランナーにある程度、制度的な役割で関わるという議論はしていないので、先ほど引用した関与というのは十分考えられるが…、新たな議論なので飛ばしたいと思います。

○委員

入れられるのであれば、入れてほしい。入っていないと、仕事として見られないし、仕事として書いてあれば、対価が発生します。

○座長

座長として意見したいと思います。2ページ②の文末、最後のところ、「森林施業プランナーを認定する仕組みも併せて検討する必要がある。」とありますが、これは認定する方向でしょうか。「認定する仕組みをつくる必要がある」とならないのでしょうか。

○委員

予算の関係や中身の議論がされていないため、このような表現としています。

資料1の5ページに、認定の仕組みを提示していますが、作るに当たっては、詰める必要がありますが、

事務局もあまり提示していないということと、この場で詰めることは難しいと思われるため、このような表現としています。

○委員

是非、必要です。

○委員

必要はあるが、中身を検討するということです。

○座長

そうすると、「認定する仕組みを作る方向で検討する」ということでどうでしょうか。作ることは、決まりということで、その方向を検討するということです。

○委員

了解です。

3. 森林組合と民間事業者とのイコールフットィング

(1) 施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階でのイコールフットィングの確保

○委員

3 ページの上のところ、意欲と能力があれば、要件等で制限を設けなくてもやる気があればできるということでしょうか。

○委員

前回のワーキングでもその話が出たと記憶していますが、「意欲と能力がある」ということです。実績があるかどうかというのは、整理の仕方があるかと思いますが、委員の皆様からの意見を踏まえたところ、「意欲と能力がある」というところで落ち着いたところです。

○委員

能力を測る主体はどこでしょうか。

○委員

都道府県、市町村になります。現在でも森林簿の情報提供に当たっては、誓約書や利用目的を提出するなどの対応をしているところです。

○委員

これで認められれば、新規参入でも可能であるということでしょうか。

○委員

新規参入の場合でも、施業提案をして、複数の森林所有者から施業の内諾を頂いており、その地域で不明の情報を閲覧したい等合理的であれば良いが、ただ単に森林経営計画（仮称）を作りたいというものは認められないのではないのでしょうか。

○座長

3 ページ 12 行目の「意欲と能力を有する」というのは、法定することを検討すると書かれていますが、法の中で定義がされるということでしょうか。

○委員

森林法上は、特定受託者といい、他人の分をまとめてやる場合、そういう人が森林経営計画（仮称）を作りたいと言ったら、市町村長は積極的に協力していくという努力規定です。

○委員

対象者はどう書くのでしょうか。

○事務局

特定受託者ということで検討しています。

○座長

特定受託者という聞き慣れない言葉が出ていますが、これは基本政策検討委員会で議論されています。森林組合や林業事業体もある条件を満たした者となるのでしょうか。

○委員

5行目の森林簿等とありますが、これの開示は全国的にバラバラですが、方向性としては、全国的に開示していくということでしょうか。

○委員

基本的に様々な情報というのは、最終的には森林簿に集約されていくことを前提にしています。その森林簿の情報提供に、都道府県段階で違いがあるので、最終的には都道府県の判断ですが、既に開示しているところもありますので、それらを参考にして出来る限り開示するようお願いしていきたいと思います。

○委員

森林情報の提供の仕方について法定するとありますが、対象者は定義されるのですか。特定受託者のことでしょうか。

○事務局

特定受託者の定義は、これから検討することとなります。

○座長

確認ですが、イコールフットィングという言葉を使う必要がありますか、機会均等ではダメですか。通常、新しいことをやろうとするとき、革新性を示すという意味で英語を用いることはありますが、そういう意図があるのでしょうか。

○委員

森林・林業再生プランを作ったときから、そういう用語を使っているんで、今、また別の用語を置き換えるとする、何か議論があつてとか、意図があつてということになり、このままで良いのではないのでしょうか。そもそも、何故、イコールフットィングという用語を使ったのかというと、農業等では違和感なく普通に使われている用語であるが、現場でわかりにくいと言うことであれば、括弧書き等で機会均等と入れても良いと考えています。

○委員

最近、研修や説明の中でよく使われているので、違和感もなく馴染んできていると思います。

○座長

2ページの下から2行目、「森林組合と民間事業者のイコールフットイングが確保される仕組みとすることが必要である。」に「(機会均等)」と挿入することとします。

(休憩) 15:52~16:05

3. (2) 計画に従った事業実行段階でのイコールフットイングの確保

○委員

3ページ「3. (2) 計画に従った事業実行段階でのイコールフットイングの確保」の5行目、「その際、評価項目等の基準は国がガイドラインを示し、都道府県が地域の実情に応じて作成することを検討」とありますが、都道府県によっては、国のガイドラインに都道府県の実情を加味して良いということでしょうか。また、都道府県の実情によりゆるめて良いということでしょうか。

○委員

都道府県や市町村等の公的機関が、森林整備に関して、総合評価を実施するときのガイドラインの提示をしたいと思います。それを参考に契約方式は、都道府県毎に違うため、項目を変えるのではなく、点数の付け方等を変えるということです。

○委員

「公的機関が森林整備事業を実施し発注する事業について、競争入札(総合評価落札方式を含む)への移行」とは事業規模で言えば、どのあたりを考えているのでしょうか。

○委員

いくら以上ということではなく、県有林や町有林の事業を発注する場合、その規模に応じて、随契、指名競争、一般競争がありますが、国として、どの規模(いくら)ならどれに該当するかということは考えていません。

○委員

国有林だと1,000万円以上となっていますが、これを民有林に当てはめると、大半が総合評価落札方式にのってこないのではないのでしょうか。

○委員

総合評価落札方式はそうだが、それぞれの発注先の判断だと思います。国有林の話が出たが、公共土木でも都道府県や市町村によって、入札の価格基準や業者の指名基準は、それぞれの発注先の判断だと思います。

○委員

福利厚生の問題、社会保険の加入の有無が問題となっています。評価項目等には社会保険への加入状況を重視していただけないでしょうか。

○委員

項目としては、入ってくると思います。試行錯誤ではあるが、価格と価格以外のものの評価をどのようにバランスを保たせ、評価していくのが良いのかということ国土交通省でも分析して、手直ししています。

今、ご意見頂いた福利厚生分を何点分与えれば良いのか、技術能力に何点分与えれば良いのかというのは、やっけていく中で試行錯誤だと考えており、当然考えて行く項目であると認識しています。

○委員

賃金格差のことまで言うつもりはないが、社会保険・退職金・労災・労災上積保険等を掛けている事業体は掛けていない事業体より経費がかなり多くかかります。真面目に従業員の福利厚生の上に取り組んでいる事業体が入札において不利な状況に置かれています。その点を踏まえて検討していただきたいと思います。

○委員

国有林では、1,000万円以上という価格だけでなく、複数の作業種を組合せたものなど技術に評価差が出るようなものについても総合評価の対象としています。

また、国有林の総合評価落札方式では、事業体の福利厚生面についても評価項目としていますが、ウエイト付けについては、始めてから2年程度なので、改善の余地はあるかと思います。今後、民有林でも総合評価の考え方を取り入れていくこととなれば、我々の行っていることが参考となるので、しっかり考えていきたいと思います。

○委員

国有林では、既に入札、総合評価を行っているところですが、これまで、やったことのない自治体などが導入するには、国有林と全く同じやり方では難しいと思います。価格以外のものも反映する中で、なおかつ、契約金額の関係も含めれば、コストベネフィットもあるので、その点も含めて、国とは違います。市町村で可能なやり方を今後、国有林の先例も踏まえて検討していきたいと思います。

○座長

今の議論は、「(3)事業の実行の質の確保」とも関係することなので、文言も併せて検討して頂きたいと思います。「総合評価落札方式を参考に、林業事業体の登録情報を活用して、価格以外の技術力など事業実行能力を加味して事業実行者を選択できるようにする」とあるので、その価格以外のところについて、もう少し書き加えるべきかどうかということです。

○委員

「公的機関が森林整備事業を実施し発注する事業について、競争入札（総合評価落札方式を含む）」ということはわかりますが、これまでの議論で、森林経営計画（仮称）の作成者、そのものが発注者ということになると思いますが、価格のことが載っているということは、入札が基本なのでしょうか。

○委員

入札ということではありません。現在でも提案型集約化施業であろうが何であろうが、見積価格なりの想定価格があって、事業実行能力であったり、契約上この山をいくらでやってくれるかというのは、それなりのものがあつたりして発注されます。

複数の業者の見積もりを取った場合は、業務経験が豊富なのか、技術者の存在とか、実績、社会保険加入状況等を登録情報で確認して、選んで貰えば良いということです。

○委員

登録情報を参考にということは、所有者の理解が得られるような選定をしていくということでしょうか。

○委員

そのとおりです。発注先の業者に技術者がいるとか、実績があるとか、仕上がりが良かった等選ばれた理由を明確にすることで説明責任を果たして頂きたいと考えています。

○委員

技術力には、安全な作業も含まれているのでしょうか。

○座長

それは、次の(3)の方が具体的に議論出来るので、(2)については、これでピン留めさせて頂きたいと思います。

3. (3) 事業の実行の質の確保

○座長

3ページ①登録、4ページ②評価のところ、質の確保のための林業事業体の登録制度について書かれていますが、ここについて何かありますか。

○委員

資料1の4ページの「森林づくり主導人材育成対策」とは、どのようなものでしょうか。

○委員

「森林づくり主導人材育成対策」とは、フォレスターの養成と森林施業プランナーの養成の予算が一緒になったもので、ここに書いてあるのは森林施業プランナーをどのように育成していくかという予算の説明をしているところです。

○座長

ここについて、実は、「検討する」ということがかなり多いが、ここについては、これまで、あまり検討してこなかった部分が細かくあり、ここはこのように書かざるを得ないと思います。

○委員

4ページの5行目、「都道府県への実績報告の中に作業種毎の人工数を記載させ、事業実行の効率性を確認できるようにすること」とあるが、これは、効率性という観点の評点の1つと考えて良いでしょうか。

○委員

評価のところの使い方は、まだ、詰め切ったわけではないが、当然、作業能率に差があれば、出てくるものと考えています。活用方法について、確認したいということです。

○委員

効率性について、もろ刃の部分があって、出来形の方に影響してきます。あまり生産性を重視せず、出来形重視の方がありがたいです。

○委員

報告事項としては確認したいが、評価は、質が高いものをできるだけ低コストで確保するためには、どうしていけばいいのかということであり、安かろう悪かろうにならないようにするために、どうしていけばいいのかということ。先ほど、評価の場合の配点なり加点なりをどう考えるのか、そういうものも含めて、バランスなどをどう活用していくのか、登録・評価制度全体の中でよく検討していきたいと思います。

○委員

事業実行の中での実績報告ということになっていますが、具体的にどう運用するとかどう活用するところまで詰めたわけではないが、事業の実績報告ということで定量的な指標であれば、ある程度書けるが、定性的な品質のようなものを書くとは非常に手間が掛かたりするので、その辺のバランスもあると考えています。事業実績の中でどのように報告を求めるのか、それ以外の登録評価制度全体の中でどういう情報を収集するのかという全体の中でバランス良くする必要があると考えています。

○委員

3 ページ①登録のところ、都道府県に登録を申請し、「登録情報は、国と都道府県の共同で管理、運営し」というのはどのようなことをイメージしているのでしょうか。

○委員

公表することを検討すると書いてありますが、実際、明示的に登録情報の管理をどうするのか、ということは、登録情報の中身や今後方向性が出たら都道府県の林務担当と協議、相談しながら決める必要があります。イメージとしては、登録する際には、都道府県を通じて行い、その情報については、林野庁のホームページに掲載することもあるし、情報は都道府県なら都道府県、通常、全国ベースで事業体を知りたいというニーズはあまりないものと考えており、集まってきた情報を全国レベルや都道府県レベルで整理され、閲覧できるという運営の仕方を考えています。具体的な手法については、今後、深めていきたいと思えます。

○座長

このところは、今説明のあったとおり、かなり都道府県と協議してこれから詰めていく必要があります。そういう意味ではニュアンスが微妙になっています。特になければ、次に行かせていただきたいと思えます。

4. 森林組合関係

(1) 本業優先のルール（員外利用の厳格化）

○委員

国、都道府県等は員外であるが、森林組合法第9条9項の特例措置についても、国、都道府県等になっていると思いますが、ここに書かれている員外利用と9条9項の扱いというのは、どのように考えているのでしょうか。

○委員

9条8項も、9条9項も員外ということに変わりはありません。ただし、制限が9条8項の原則は1／2まで、森林施業の場合は2／3までと数量で定まっております、その例外として、9条9項は、員外ではあるが、公的機関からの発注ということもあり、組合員のためにする事業の遂行の妨げにならない範囲で可能であるとされています。このため、組合員のために行う事業ではありません。

どちらが優先かという、組合員のために行う事業が優先であり、その優先関係が崩れていないかどうか、今までは、定性的な表現の法律で定めているだけだったため、行政庁はチェックのしようがなかったのを明確にするとともにルールを設けて、チェックをしていこうというものです。

○委員

本業遂行の度合いにもよりますが、ここに書いてあるのは、本業さえやっていけば、9条9項もやって良いということであり、解釈によっては、保安林、都道府県の発注が員外で、これは引き続きやっても良いと解釈されている面もあります。このようなことから、員外なんて問題にならないと考えていると聞こ

えてくる。それも含めて、本業優先であることを明確にする必要があると思います。

○委員

国と都道府県からの事業の受注による員外利用を優先して、本業がおろそかになっていると書いてありますので、国と都道府県からの事業の受注は本業ではないと読めます。9条9項は、国、都道府県等からの発注のことを明確に書いてありますが、ドラフトに、そもそも員外利用とは何かということを書いた方がいいということでしょうか。

○委員

そのとおりです。

○座長

今、委員の方からより詳しい説明を付けるべきというお話があったのは、4ページの下から2段落目の「このため、毎年度、森林経営計画（仮称）の作成」から始まる段落のところの2行目の後ろの方、「その原因と認められる員外利用の停止を求めるとの方向で」という文章の「員外利用」のところを詳しく書くということです。

○委員

それか、最初のところに、員外利用というのはこんなことを指しているのですよということを書いた方がいいか。そっちの方がいいかもしれないですね。

○委員

そもそも組合員のためにやっている分収林とか保安林も一義的には営業して探してきているというのがあり、これも本業ではないかという議論も整理しないといけません。それを併せもってやらないと、それはどこで書くかわからないが、セットで考えないといけないと思います。

○座長

委員は実際どう考えているのでしょうか。

○委員

実際、組合員のためにやっている仕事もたくさんあるわけで、ここで員内、員外の整理をしないと現場で混乱する可能性があります。員外であっても汗かいて営業して仕事を取ってきているんだということもあります。

○座長

今のところ、員外利用の範囲はどこまででしょうか。

○委員

一義的には、組合員の山に関するもので組合員から発注を受けているもの以外は、すべて員外です。言っていることも分からないでもないが、優先順位を考慮すると、まず、純粹の員内、その中で集約化するときに一部、員外のものが入ってきた場合等は当然セットで考えるべきですが、逆に、員外が主体で員内とセットで集約化するもの、かつて、造林公社、森林農地整備センターの典型的なものみたいに、森林組合がまとめたもので今は実行の段階になっているものとは優先順位は違うと思うので、一旦は、純粹な員内か員外かで線を引いて、員内をちゃんとやってない場合の員外をどうするかところで、こういう場合は、何処の部分から対策を考えていくか。優先順位のところで、一番最下位というか抑えるべき所の順位

が一番低いものが、今おっしゃったような汗をかいたものとか員内とセットのものとか、そういう頭の整理かと思います。

○委員

原理原則を示すべきである、最優先すべきはこれとであると、その上で員外・員内の再整理を図るべきだと思います。森林組合系統の話になると思いますが、経営に影響すると思います。そこが、最優先だからと言って、これで飯を食えというのも厳しいと思いますがどうでしょうか。

○委員

それを事細かに整理していくと、際限なく解釈が広がる可能性があり、このメッセージがゆるむことを懸念します。

○委員

あまり事細かに示さない方が良いでしょうか。

○委員

そう思います。

○座長

ここについては、以前から結構、議論してきており、かなり難しい問題ではありますが、全国的に規定するというのではなくて、それぞれの事情に合わせて判断するというようなところで合意がされており、それ以上は議論を進めていません。ルール、仕組みという言葉があって、検査や判断、チェックするときに必要だということで、積み残しているところです。現実問題として、詳しい判断基準がないと行政庁の検査やチェックでも困ることになります。そこは、作ることは書かれていますが、その内容は示されていません。その内容を具体的に示す必要があると言うことであれば、少し、付け加える必要があります。私の判断だとそこまで踏み込むには時間が足りません。

○委員

追加的に説明すると、4ページ「このため・・・で方向性を示す。」と、員内をちゃんとやっていないと、支障となっている員外ではなくて、員内をやる方向で改善して貰うと言うところで、ただ、それをやっていく上で、具体的にルール作りが必要なので、地域の実情を踏まえて、個別の取組をやっていく中で、どんどん具体化、明確化してやっていきますと、正に、同じ森林農地整備センター、造林公社だとか、都道府県、市町村発注であっても中身でいろいろ違うと思います。そもそも、本業がちゃんとやられていない理由は、員外だけでなく他にもあるであろうから、それと併せて改善策を考えていく方が現実的だと思います。

○委員

原理原則は、国で示して、具体的には員外利用のルールは都道府県で決めてくれということでしょうか。

○委員

それは都道府県に丸投げするわけにはいきませんので、国と都道府県で議論、検討しながらということになると思いますが、それがスタートの段階でどこまでできるのかという話とスタートの段階で作って終わりということではなく、実際に実行しながら、バージョンアップさせていくということしか方法はないのかなと事務を担当する方としては思います。

○座長

今の段落のところ、「このため」から始まる段落で、チェックの仕組み、ルール作りを行うというのが、作りを行うのが誰かよくわかりません。森林組合の総会手続きもありますので、森林組合なのか、都道府県なのか国なのか、それが全部協議してやるのかわからないですね。重要なところなので、誰が、国、都道府県が協議してだとか、そういった文言を入れたらどうでしょうか。

○委員

主語は何なのか。都道府県によっては、民間事業者があまりなくて、実際に実行する事業者が森林組合しかない場合は、そこを使わざるを得ないので、困る都道府県もあると思います。

○委員

2段階あると思っていて、こういう手続でやりましょうよという話とその手続を動かすときの判断基準をどうするんですかという2段階あって、手続というのは基本的に法律の実行の話なので、国がある程度決めるけど、最後まで決めることもできないし、その方向から多少のずれというのは都道府県であってもいいと思いますけど、基本的な枠組みというのは国で示す。具体的な基準というのも、ある程度、国がこういうのが方向性とか、抽象的なものにとどまるのかもしれないですけど、こういうことが望ましいと思いますよというのは都道府県に示す。

それだけで現場で動けるかというのと、それだけで動けないので、都道府県でそれをどう活用して、どう具体的なものをプラスして、やっていくかというのは、一義的には都道府県が考えていただくことだと思うのですが、元々、国で作ったものが完全なものではないので、都道府県でいろいろやっていただく中、あるいは、国にもフィードバックしてもらって、こういうときはどうですかねと相談をする中でいろいろノウハウというか、こういう場合はこういう判断しましょうという事例が積み重なっていくので、それは国の示している手続なり判断基準なりにフィードバックして、どんどん具体的なものにしていくし、またそれは他の都道府県にも広めていって、他の都道府県での細かい運用のバージョンアップをしていただくという役割分担なのかなと思いますけど。

○座長

国が原則を定めて、「国と都道府県が連携して」、具体的な仕組み作りを作っていくということでしょうか。

○委員

私が言ったような趣旨で皆さんそういうことだなということであれば、そういうふうに文章は工夫してみたいと思います。

○座長

今の趣旨、基本的なところは、国が示し、ただ事情は都道府県で違うので、実施については、都道府県と国が連携して、都道府県からも意見を上げてもらい、それで実際の実施基準をつくっていくと、地域の事情に合わせていくと。それを付け加えるということにします。

他、いかがでしょうか。

4. (2) 森林組合の会計制度の見直し・情報公開

○座長

会計制度の見直し・情報公開ワーキングに出られた委員とそれ以外のメンバーで若干理解度の差があるかもしれませんが、特にワーキングの委員の方のチェックは必要だと思いますが。

○委員

事前の修文が不十分なところがあって、5ページの②の「より正確な表示に努める」というのは、削除していただいて、「部門別の区分について」、若干繋がりが悪いかもしれませんが、「人件費、事務費等の事業管理費の配賦は」というふうにつなげていただければと思います。

○座長

その前のところの、「代理受理」と「代理受領」は違うのですか。

○委員

それは変わらないですね。どちらの言葉を使っているのですかね。

○委員

補助金の話だから、受領じゃないですかね。

○座長

上の方の①の1行目のところの「代理受理」は受領ですか。
今、言ったような文言修正を含めて、ご意見をお願いします。

○委員

①の代理受領の話ですけど、代理受領だけでなく、補助金の実施上、事業上は、例えば、森林組合自体が実施主体になっているけれども、実質的な最終受領者は組合員なので預り金勘定になっているという場合を言っているので、代理受領の話とちょっと違うのかもしれないですね。代理受領というのは、組合員が実施主体のときに森林組合が代理受領するという意味ですよ。代理受領という用語は正確ではないかなと思います。

○座長

その辺、どなたか認識をお示ししていただけないでしょうか。

○委員

今、おっしゃったとおりだと思います。補助金の実態は、所有者へ行っているということです。

○委員

制度上は、あくまでも代理でなくて、森林組合が自ら実施主体になっているので、経理上、預り金勘定にしているところが、議論の主体になっているので、言葉を工夫しないとイケません。代理受領の話とは違います。

○委員

本当は変ですよ。事業実施主体が森林組合になっているのに、預り金扱いというのはおかしいですよ。

○座長

文章の「なお」の後に別に記載しますよと書いてあって、「なお」の前では決算書に記載すると書いてありますが。

○委員

事業報告も決算書類です。

○座長

損益計算書とは別に書くということですか。

○委員

①で「収入・支出の全体像が明確になるように」とあるが、造林補助事業等とかそういう文言（主語）をきちんと入れておいた方がわかりやすいかなと思います。

○委員

ここは正確に改めた方がいいと思います。代理受領のものだと、事業の収支は組合ではわからないですよ。

○委員

最終受領者が森林所有者であるような事業が相当の割合を占めるような言い方になるのでしょうか。「なお、このような場合の補助金収入は、組合の自己収入ではないことから」という感じになるのかなと思います。代理受領とは全く違う話になります。

○座長

今の委員からの提案をもう一度、繰り返すと、①のところは、「収入・支出の全体像が明確になるように、補助金について、最終受領者が森林所有者である場合が」でよろしいでしょうか。「あるような」。「補助金について、最終受領者が森林所有者となる場合が今後も相当の割合を占める私有林に係る施業の集約化」うんぬんですね。
次の行で、もう1つの提案は、「なお、代理受領の場合は」のところを「なお、このような場合は」とするということですね。
という提案が出ていますが、いかがでしょうか。

○委員

直接支払は、森林経営計画（仮称）作成者に直接交付すると言っているのではないですか、それを最終受領者が森林所有者となるという言い方をして、矛盾しないですか。

○委員

補助の仕組み上の受領者と実態上の最終受領者が違うということなんですかね。そこをどこまであからさまに書くかですよ。

○委員

そこが違うということは、どのような説明をされるのかなと。森林経営計画（仮称）作成者と実行する者とあと所有者で、森林経営計画（仮称）を作成し実行するのが森林組合だとしたら、本来、森林組合に入ってくる補助金は、総収入、総費用でやっているわけですけど、ただ、組合員さんから受けた仕事ということで預り金とか立て替え金の経理でやっているというそのへんの矛盾を感じるんですけど。

○委員

結局、個々の施業ごとの収支の責任、収支の帳尻が森林所有者のところにあるという実態があるから、お金に着目すれば、事業としては森林組合がやっているけど、その責任は森林所有者が負っているという二重構造がどうしても実態としてあるので、こういうような理解をしているので、それ自体が、そういう運用をしていること自体が良い悪いではなくて、そもそもそういう事業を行う責任者とお金に責任を持

っている人とが分離している実態があるというところが、そもそもあるのかなと思っていて、それは現行の制度で言えば、森林施業計画の認定の対象に森林所有者等ということで、平成13年の森林法改正のときに森林所有者に「等」が加わって、長期施業の受託をした森林組合とか事業体も認定を受けられることになったが、それがいわゆる包括的な経営受託でなくて、実態上、個々の施業の収支の帳尻は所有者が負っているというところで、その実態に合わせて、お金の課税の関係だとか、くっついてくるわけですけど、実質的に誰が税負担をしなければいけないとかですね、そういうところで整理するとこうなってしまったということだと理解しています。

○委員

この文章の意図は、直接支払制度が森林経営計画（仮称）作成者に直接支払うという話と、ただ、お金が森林所有者まで流れますという話をするのがなかなか説明しづらいと思ったので、いろんなパターンがある中で、今後もあくまで、森林経営計画（仮称）作成者も事業実施主体も森林所有者ですと、ただ、事業の受注は森林組合が受けて仕事をするので、お金もとりあえず森林組合を通じて流れますという場合は無くなりませんと、そういう場合が少ないか多いかは別として、あるわけですね。その場合は、明らかに代理受領なので、そういう意味で、一番書きやすい代理受領の話を書いて、だからどの程度の割合かは別にして、必ず損益計算書から漏れる部分が出てくるので、損益計算書の話とは別の施業集約化で1つにまとめた。その中には代理受領もあれば、直接受領もあって、あるいは別の第三の道もあって、それを一本化して、施業集約化1つの単位で事業報告に書きますということで、とりあえずこのような文章に案文としては、会計ワーキングのときは、もうちょっと長く書いていたんですけど、まとめなければいけないという気持ちもあり、今の案文にさせていただきます。

○委員

「代理受理」と「代理受領」というのは、使い分けていたということですか。

○委員

いいえ、そこまでは考えていません。

○座長

ここでの意図というのは、施業の集約化に係る収支について、決算書類に記載するということが趣旨なんです。

○委員

その中には、自己収入もあれば、自己収入でないものもあって、損益計算書では、自己収入でないものは漏れるのでということです。

先ほど委員がいろいろ説明した代理受領のことに突っ込んでいってもいいのなら、いろいろ書き方は長くなってしまっても。代理受領について、書きやすい所を書いたということです。

○座長

施業の集約化に係る収支について記載するということが前面に出る書き方に書き換えられた方が。こういうのもあるけどもということで書かれた方がいいかもしれません。わかりやすいように。他いかがでしょうか。特にワーキングの委員の皆さんは、これでよろしいですか。

○委員

②のところの3行目、「更に恣意的な調整が行われないよう」という、部門別の経理について、各部門に事業管理費をどれだけ配賦するかというところは、まさに“恣意的”にやるもので、これこそが経営判断

である。経営実態を会計原則に沿って金額で正確に表示するのが会計であるので、その範囲での経営の裁量判断であるが、どの事業でどれだけ収益を上げて、そこで管理費を負担していくと、あまり収益が上がらない事業でも組合員のためにやらなければならない事業はあるので、ここの表現は「経営実態を歪めて表示することの無いよう」などと改めていただきたいと思います。

○委員

部門別の経営内容を明確にしましょうという趣旨と真っ向から反対のご意見で、それだと部門別の収支を示す必要がないという話になりますから、「恣意的」という表現がきついか、他の表現がないのかというのなら、まだ考えようがあると思います。

○委員

どういう考え方で、どういう計算式で配賦しているということは明示しています。どの考え方を採用するかということが、「恣意的な調整」ということだと思います。

○委員

それを都合よく使っている場合があるので、森林組合の方針としてそういう見せ方をしたい方針があるのかもしれないけれども、組合員にとってみればわからないわけですよね。方法はわかるけれども、なぜ今年はこのように方法を変えたのだと、A部門の業績が悪化したから、そこで負担する共通管理費を減らすために今までのC方式からD方式に変えましたと、そこまで説明しないわけですよね。今までC方式だったけど、今年D方式で配賦しましたと。

○委員

それは当然、なんで変えたんだという質問がでますよ。

○委員

それを総会でチェックいただくとともに、今までそういう視点であまり検査で見えていなかったの、検査でも併せて見ることによって、そういう方式の変更がいいのか悪いのか、組合と行政の間でも議論する機会を設けましょうというのがワーキングの結論だったと思います。

恣意的という言葉自体もワーキングで出た言葉で、そのとき議論がなかったから今さらどうかという気がするが、きついか練れていないとかそういうご指摘はわからなくもないかなと思うので、他にいい言葉があるかどうかあれですけど、そういう検討ならわかりますけど、さっき言われたような言い方だと、ワーキングの話とぜんぜん違うと思います。

○委員

恣意的には、良い恣意的な調整と、悪い恣意的な調整があります。

○委員

文言で調整できるならよいが、考え方が違って来るのはそもそもまずいと思います。そこを揃えないといけない。こういうことのないようにということだと思います。

○委員

言わんとしていることは理解できるが、言葉が、読んだ人がどう受け取るかということです。

○座長

ある範囲の操作はあるかもしれないが、要するに、過度なそういう操作はいけないということですよね。

○委員

経営的な問題があるとかいうことに今なってくるんで、それが書けないので、こういう表現になっているのだと思います。

○委員

「特定の目的をもった過度な調整」とか、どうでしょうか。

○委員

経営の実態把握を歪めるようなことはやってはいけませんよね。経営内容を正確に表示するのが決算書ですよね。

○座長

実態把握を歪めるようなものを付加するのでよろしいですか。

○委員

悪い意味の恣意的な、経営実態を歪めて表示するようなことは当然やってはいけませんので。

○委員

恣意的という言葉は、ネガティブな言葉だから、それでいいのではないのでしょうか。いい恣意的というのは、ないのではないのでしょうか。

○座長

「更に実態把握を歪めるような調整が行われないよう」というのは、よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

○委員

今回の資料にはないですけども、損益計算書の明細の明細で、ワーキングで配っていただいた資料だとまだ不十分というか、細かいところがこれでは明細書が作れないよというのがありましたけど、それは今後もやっていく、詰めていただくということですよ。

○委員

引き続きです。

○座長

それは、明示しなくてもいいのですか。

○委員

はい。確認だけです。

5. 林業事業体の育成

(1) 高い生産性と安全性を確保するための現場技能者の能力向上

○座長

ここは、「検討する」はほとんどなくて、「べきである」が多くて、(3) 事業量の確保のところでは「検討するべきである」と出てきますが、かなり断定形に方向性を示したところです。ただし、何かをやるとい

うのではなく、「べきである」となっています。

○委員

内容的に文章はこれでいいと思うんですけど、「知識や技術・技能の習得に関する研修」、研修の内容をかなり充実したものにしていきたいという要望です。

日吉でやっていた研修も、年数が経つ度に内容が充実していった話も聞きますし、かなり高いレベルで研修していかないと、研修に出たよということだけは避けていただきたいと思います。

○座長

それは国が登録・認定するという担保しているという考えでいいのですか。

○委員

そのつもりですけれども、やはり現場の管理責任者とか、現場の統括責任者になるような方は、なかなかレベルも高いと思いますので、そういう方をちゃんと修了者として認定・登録できるようにしたいというふうには思っております。

ここはどちらかというと研修して育成するというよりは、その能力があるであろう方に必要な研修をやってもらおうというようなイメージで、簡単に言えば、課長相当にある方に課長研修を受けてもらうというようなイメージです。やり方はこれからですけど、研修の参加者を県なり地方から推薦してもらうとか、要件を一定程度、揃えた上で、それに達しているような方をまず研修の参加者としてノミネートするというようなことがあるのかなと思っております。

○委員

研修を実施する者、研修機関は、結局、何も書き込まないということで終わっているのですね。

○委員

研修の実施機関につきましては、新しい予算も含めて要求しているところですので、研修そのものの実施機関は、まだ特定されないものですから、逆に言いますと、どこの実施機関がやられても、同じようにできるような、共通したカリキュラムとか、そういったもので整理をしたいと思っております。

最終的には、それが終われば、国として登録をするということでやりたいと思っております。どこの機関でやったからダメだとか、どこの機関でやったら認めないということではありません。

○委員

森林施業プランナーの育成研修だと、何年かやってきている中で、変えて積み上げてきています。この現場の技能者を教える先生も続けてやって、ベテランの先生を作っていくのが大事という趣旨で申し上げました。

○座長

他はいかがでしょうか。

(1) はクリアしたということで、(2) 処遇や人事管理はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、(3) 事業量の確保のところですが、いかがでしょうか。

5. (3) 事業量の確保

○事務局

「計画量が市町村単位」となっていますが、市町村単位で計画量を出すのは難しいところも結構出てくると思っていて、言葉として流域単位等として整理していただいて、この中で市町村が可能だということ

ろは、市町村単位で把握してもらうというような形にしてもらいたいと思います。

○委員

「市町村単位等」ということで、これを議論したときには、林業事業体のほとんどのところが、受注区域が市町村単位でやっていたので、身近なところで知りたいと。国有林の事情も書いてありますが、国有林の場合は、毎年発注計画を示してやりますけれども、森林管理署単位になりますと、広くなるということがあって、広い単位で知りたい人と、狭い単位で知りたい人とあったものですから、単に例示であるので、別に市町村単位でなければいけないということでもございません。そのところの表現ぶりはどちらでもいいと思いますが、流域という、都道府県単位で広くなるのではないかと、特に森林経営計画（仮称）を立てられた際に、できればその経営計画を公表して欲しいというのが、これがまさに市町村森林整備計画でもある程度の事業の見通しが見えるのでしようけれども、森林経営計画（仮称）になると5年間のマクロな量はわかりますので、その区域内でどれくらいの森林経営計画（仮称）作成者が目論見を持っておられるかというのがわかればいいかなと。

大きい単位でもいいのですが、小さい単位でも対応できるようにしていただきたいということでした。そのところは、市町村単位と言い切るところではないが、なるべくわかるように、流域内でより具体的にわかるようにという表現はあるかと思います。基本政策検討委員会と言葉については調整させてもらいたいと思います。

○事務局

市町村単位というような形で言い切っている形になっているので、それは出せるところと出せないところが出てきます。市町村森林整備計画は、例えば、間伐の考え方、更新の考え方を整理している計画ですので、国有林の方がむしろ市町村単位で出せるのかどうか。

○委員

市町村森林整備計画と連動ということでこの話は出てきているのではないのですか。

○事務局

市町村森林整備計画は、基本的に計画量は出さないと。ゾーンニングとか、施業の考え方とかを整理して、規範やルールを示す計画です。

○委員

国有林の場合には、5年ごとの計画で、伐採造林計画簿で林小班単位に指定量が出ています。それを単年度では、事業計画を公表しておりますので、そんなに手間は掛からないです。

○委員

より分かりやすいようにしたいということなので、市町村とはっきり書かなくてもいいと思いますので、このところは、表現ぶりは基本政策検討委員会の方もありますので、なるべく事業体が仕事を取ったり、雇用したり、投資をする際に、なるだけ自分の地域のところの事業計画がわかるようにして欲しいということの趣旨を活かした修文で、基本政策検討委員会とすり合わせてやりたいと思いますのでそれによろしいでしょうか。

○委員

流域単位にこだわっている理由は何ですか。

○事務局

流域単位というのは、結局、地域森林計画単位で量はきっちり出せますので、それと流域という言葉の中で幅が出てきますから、それで市町村単位で出せるなら、市町村でいいと思いますし、出せない場合は、大きな単位で明らかにしていくという整理だと思います。

○委員

森林経営計画（仮称）で書いてあることを把握するのは市町村ですよ。流域単位で公表するのは誰なのですか。

○委員

ここでいっているのは、森林経営計画（仮称）の積み上げですよ。実際に発注される。市町村森林整備計画をマスタープランというんだから、その単位で誰がどれだけ計画作って、どれだけ仕事をやるというのはつかめた方がわかりやすいと思います。

○事務局

市町村単位と言うと、市町村森林整備計画で明らかにするようなイメージを持たれます。

○座長

今のご発言は、基本政策検討委員の立場なので、本委員会としては違う意見でもいいわけで、森林組合の立場としては、ありましたけど、民間事業者の方ではどうですか。

○委員

市町村単位でないかわかりません。流域単位なんて言ったら、電車で2時間もかかるからやめたとなります。

○委員

少なくとも、これを流域単位に書き換えるとなると付加価値がありません。今の制度の中でも、地域森林計画が流域単位で出しているわけですので。

○事務局

例えば、「より計画量が明確になる方向で」というのはどうでしょう。

○委員

市町村森林整備計画に計画量を書くようなイメージを持たれるのが嫌だということなら、森林経営計画（仮称）の計画量にすればいいのではないのでしょうか。

○委員

事業量も非常に大事だが、時期的なもの、工期的なもの、都道府県にしても秋に集中します。下刈や植付は別として。

そのバランスというものを踏まえてもらえないでしょうか。年度後半に来て発注が集中して、他の組合員の施業ができない状態になります。それが年度平均して発注されるならば組合員の森林整備ももう少しスムーズに進むのではないのでしょうか。国有林はある程度、翌債というものもありますが、公的機関の発注をもうちょっとバランスよくお願いしたいと思います。

○委員

公共事業では、極力前倒し発注というのが求められています。また、作業種により季節性があります。

年度途中で補正なんか出てくると、平準化してくる形になります。

こうした中で、発注は前倒し発注だが、工期、事業期間を延ばすとか、そういう工夫は地域で必要なのかもしれない。

○委員

事業内容や事業量にもよりますが、工期を長くしてもらって翌債に持って行ってもらえることが必要です。結局、年度明けて、まったく仕事がなく、慌てて山林を買わないといけないのが現実です。予算の関係もあるでしょうが、都道府県も含めて平準化が必要だと思います。

○委員

集約化を森林組合にしっかりやってもらって、国有林や都道府県の発注に森林組合がもし加わらなくなったら、民間事業体はたくさん仕事を確保できます。そうすれば処遇や人事の待遇も一気に問題が解決できます。森林組合には集約化をメインにしてやっていただければ、全て丸く収まります。

ある都道府県の環境税の仕事は、競争入札にすると集約化ができないので、随意契約でやるといっています。また、ある市町村も前は入札だったが随意契約の方が仕事をやりやすいと言っています。

○委員

事業体の仕事が必要な時に発注されない。逆に一番忙しい時にまとまった事業量が発注されて、せっかくの事業が実行できないというのかなりあります。年度当初から、4月からとは言わないが、せめて5、6月から発注できないでしょうか。

○委員

それを検討ということで、最後の事業量の確保のところできき込めないですか。

事業の平準化、発注時期が集中することによって、経営が安定できないという要因になっているわけですから。

○座長

文章上は、はじめの前文のところで、経営の不安定の要因が事業量を確保できないことだと言っていて、1個1個の課題を言っていて、(3)でその課題に応える形になっていますので。

○委員

予算の縛り、単年度予算の弊害みたいな話も出ている中で、以前と比べると少し柔らかくなった面もあります。また、ご紹介だけですが、国有林で来年から複数年契約を試行的に始めるようにしています。3年間の間伐を業者さん、もちろん企画提案をして頂き総合評価方式で実施するんですけども、その中で事業を3年間で達成してくれればいいというようなものに試行的に取り組む考えです。

○委員

民有林の関係、補助事業を通じてということになるので、林野庁が主体的に発注者というのとは違うんですけども、土木とか建設関係だと、大概、年度当初に年間の発注見込みみたいなものを公表したりして、造林関係なんかはあまり進んでいないのかもしれないが、1つの手としては、そういうものを都道府県とか市町村にやっていただくように、そういった方向も追求していくのはあるのかなと思います。

○事務局

現在、検討している方向としては、事前計画を出してもらおうということです。

○委員

事前計画は、森林経営計画（仮称）の制度ともつながってきますけども、今の直接支払制度の中で一定程度事業量をまとめていただくところを補助の要件にする方向で考えていますので、このくらいまとまりそうだよというのを予め年度の全部が終わってから事後申請というのではなく、始める前にある程度申告をしていただければ、事務的にもいろいろ都合がいい分があるのではないかと考えられないかと検討しているということです。

それをどういうふうに公表していくかということも、考えていかないといけないでしょうけども、それがあつ程度、公になっていけば、その年度の補助事業を使ってどのくらいの事業が予定されているかというのがある程度わかってくるのではないかと思います。

○座長

というようなことをどう書き込むのですか。

○委員

よく事業体の育成で国が何をしてくれるのかと言われることがあるのですが、例えば国有林野事業でできることであれば、計画的安定的な発注に努めるということだと思ふのですね。

森林整備事業に関わらず、年度当初は翌債とかなければ、仕事がなく、隙間ができてしまうとかいうのは、仕組み上の問題として難しいところがあるが、できることはまず安定的に、年度変化がなるだけなくて、いつもだいたいこれくらいの仕事を出しているとか、計画的に年度当初に発注計画を公表するとかいうことだと思ふています。

国有林については、年度途中の補正とかによる変動はしょうがないですけど、年度当初には基本的にそういうのをやっています。

民有林の場合は、なかなかそこは難しいので、少なくとも計画ベースでどのくらいの量を持っているかわからないと事業体さんでも長期的な人材育成とか投資ができないので、その条件整備からかなと思ふておまして、ご指摘の趣旨はもう1歩踏み込んでおまして、発注時期は、課題としてはあるとは思ふますけれども、こうすべきというところまでは難しいのかなというふうに思ふておまして。

○委員

検討すべきでもいいですから。

製品流通まで影響しています。国有林材が安定しているのが、年度変わると極端に減るわけですね。

○委員

国とか公的機関が発注する際にはですね、やはり事業体の観点から見れば、平準化、安定的にやって欲しいということなんでしょうか。

○委員

製品加工部門がそうなんです。やはり年度当初は国有林材が減ってきますので、その分を他で補っています。今後の問題として安定して供給するというのは重要だと思います。製品加工部門も含めて、そういう平準化というのは、安定的に年度通して、素材原木が工場に供給されるというのを目指さないといけません。

○委員

国有林の方の複数年契約の試行実施は、発注の平準化みたいなことで、全国的に検討されているということですから、それは技術者を育成していこうと、待遇も良くしていこうと前であつたわけですから、それをやっていくために発注側もそれを考えて検討していくんだよ。やれるところから、やっ

ってもらおう。試行していただけるということだから、それは書いてもらった方が、みんなやる気になると思います。そこは書ける範囲でいいと思います。

○委員

事業量の確保の文脈でいうと、ある程度、中期的な「機械や人材に投資し、規模拡大していくためには」という文脈でいうと、どちらかというと年度の中の短い周期での話よりは、中期的な話ではないでしょうか。

○委員

従業員が20~30人いるのに時期により事業量の格差があるというのは、雇用確保に非常に苦勞する。3~4人ならなんとかします。ただ、規模を大きくしていけばいくほど、機械を持てば持つほど、稼働率が重要ですから、平準化は必要だと思います。ここの流れからしても、事業量確保だけすればいいという問題ではないと思います。

○座長

前文とところに書くことはできないですか。ある程度、中期的な話ということで、どちらも安定的な経営には必要だからということで書けないでしょうか。

○委員

少なくとも中期的な話でいえば、公的な機関は、国有林は別として、都道府県とか民有林の世界でいえば、ほとんど主体になるのは、直接支払制度の中で森林経営計画（仮称）を立ててもらうのが、公有林も含めてですけど、かなり主体になってくるわけなので、森林経営計画（仮称）を5年単位での計画量がわかるようになってくれば、少なくとも、5年程度のスパンの事業量というのはある程度予測できるのかなと。それが、1ヵ月、2ヵ月単位とかという短期的なものは、別の話、議論が違うものかなと思います。

○委員

その中期的なところをここに書いてあるつもりなんですけれども。今まで全然わからなかったわけですから。

○座長

ここに中期的なことを書いてあるとすると、そのところに、短期的なことを書くのは抵抗があるとする、5の一番初めの、（ ）の前のところに、これについても検討すべきと書くのでしょうか。

○委員

国有林としては、複数年契約はまだ試行のところなので、ここで具体的に書くのはどうかと思っています。安定的な発注だとか、平準化みたいな定性的な物言いは少しできるのかなというような気はするんですけど。

事業の平準化は、素材生産をする場合も、その後の販売というのを考えないといけないので、木材需要の時期だとかそういったものの計画があります。ただ、木材利用の形態もかなり変わってきているので、そういった意味では、平準化しやすい状況にはなってきていると思います。

○委員

製造業は、生産量は変わらない、変えない。減らしたとしても少しなんですよね。使わないとき。やはり、生産量というのは、毎月ほぼ変わらない状態にしているので。原木も変わらない方がいいんですよね。少しは、残量を減らしたりすることであるかもしれませんが、やはり、川下側からの点も考えないとい

けないのではないかなと思います。

○座長

事務局の方としては、かなり悩んでいるようなので、少なくとも、委員の中からかなり強い、年内の平準化をある程度書き込んでよという意見があったということで、その書き方については、検討していただいて、最終回で不満があれば、もう1度、意見いただくことでよろしいでしょうか。

文言を入れられるかどうかについては、検討願うということにして、ここで一応終わりにしたいと思いますが、全体を通して、どうしてもこれだけは言っておきたいというのがありましたら、手短かに発言いただければと思います。

その他

○委員

「まえがき」を含む全体を通してですが、これを読んだ森林組合の組合長なり、森林施業プランナーが「よしやるぞ」という、やる気になる表現、言葉づかいにしていただけでないでしょうか。

また、この最終とりまとめを森林組合長なり、森林施業プランナーが所有者に説明する際に、説明しやすい、分かりやすいようにしていただければと思います。

○座長

そのことは全体を通じて、心懸けないといけないことですので、まえがきを含めてブラッシュアップを図りたいと思います。

日程的な話ですが、10月29日に最後がありまして、それまでの間に基本政策検討委員会の方で全体的なとりまとめの議論もあります。その中には、このドラフト案の要点が盛り込まれることとなります。それも事前に、全体のとりまとめ案はわかるのですよね。

○事務局

全体のとりまとめ案は、10月20日の基本政策検討委員会でわかります。決まるのは11月中旬の予定です。

○座長

10月20日の基本政策検討委員会での事務局案は、ワーキングの議論・検討も含めた事務局案が出てきますので、委員の皆さんにも情報提供したいと思います。

それと、本委員会の最終とりまとめの要約の仕方や統一の仕方が若干違う可能性もありますし、それから、他の委員会の担当部分の中で実は森林組合に関する、事業体に関する部分も出てきますので、それについては、少し事前にチェックしておいていただいて、最後のところでそれを含めて議論することになります。

つまり、全体的な最終とりまとめと、本委員会としての最終とりまとめと、両方をやることになるのでよろしいですか。それについては、お忙しいと思いますが事前に勉強していただくことと、それから、まえがきの「改革について」は、なるべく早くに委員の皆さんに情報提供しますので、忌憚のない意見をいただければと思います。

これから、短い間ですが、いろんな情報やお考え、表明等が必要になってきますので、よろしくお願います。

これで、本日の議論は終わりにします。

以上